

アジア・フレンドシップ推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 アジア・フレンドシップ推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）を契機としたアジア各国・地域との交流を推進するため、県内市町村（名古屋市を除く）又は愛知県内に私立学校を設置する者が行う事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の交付の対象及び補助金の額）

第2条 補助金の交付の対象とする事業は、別表の事業区分ごとの事業内容に応じた事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、同表の補助率及び補助限度額に従い補助金を交付する。

2 国庫補助金又は他の県費補助金の交付を受ける場合は、当該補助額を前項の補助対象経費から差し引いた額を補助対象経費とする。

（申請手続）

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1）に関係書類を添え、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（決定の通知）

第4条 知事は、規則第6条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した書面（様式第2）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第5条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、交付決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容変更等）

第6条 第4条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の目的を損なわない限りにおいて、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

（1）補助事業の内容の変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変更

（2）補助金の額の変更で、交付決定額の20パーセント未満の減額変更

2 知事は、前項の承認をする場合は、補助金変更承認通知書（様式第4）により通知するものとする。なお、交付決定額の変更を伴うときは、補助金変更交付決定通知書（様式第5）により通知するものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件

を付することができます。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第6）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、補助金中止（廃止）承認通知書（様式第7）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、規則第13条の規定により、事業が完了（補助事業を中止し、又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第8）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 知事は、交付すべき補助金の額を確定したときは、その旨を書面（様式第9）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第10条 補助金は、補助事業の完了後に交付することとし、補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、交付請求書（様式第10）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、規則第16条の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められるとき。

(2) 提出した書類に虚偽又は事実と異なる記載があったとき。

(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき。

(財産の処分の制限)

第12条 規則第20条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加単価が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させことがある。

(証拠書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収支の帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
大会を契機としたアジア各国・地域との交流の推進	1 大会時のおもてなしや大会盛り上げにつながる事業	県内市町村（名古屋市を除く。）	補助事業の実施に要する経費。ただし、次の経費は除く。 1 団体運営費 2 施設整備費 3 その他知事が別に定める経費	1/2以内	1市町村につき1,000千円
	2 学校※における大会観戦・応援につながる事業	県内市町村（名古屋市を除く。）又は実施対象の私立学校を設置する者		10/10以内	実施校1校あたり100千円 ※複数校を対象に実施する場合は、100千円に実施学校数を乗じた額を限度額とする。

※実施の対象となる学校

愛知県内の公立（名古屋市立を除く）又は私立の小中学校（夜間中学校を除く）、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小中学部